

令和3年2月3日

---

---

## 2月8日以降の習志野市における 施設・イベント等の対応について

---

---

政府において緊急事態宣言が延長されたことを受け、市立施設や本市が主催(共催)する会議・イベント等の現在の対応を3月7日(日)まで延長します。

今後の対応については、遅くとも3月5日(金)までにお知らせします。

ただし、感染症の状況や社会情勢等、今後の動向に応じて、期間や内容を精査し変更することがあり、決定次第お知らせします。

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：047-453-2963(直通)